

## 平成31年白老町議会議会運営委員会会議録

平成31年 3月12日（火曜日）

開 会 午後 2時30分

閉 会 午後 3時15分

---

### ○会議に付した事件

協議事項

1. 平成31年白老町議会第1回定例会3月会議について
  2. 陳情書の取り扱いについて
  3. その他について
- 

### ○出席委員（6名）

委員長	吉田和子君	副委員長	山田和子君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	吉谷一孝君	委員	西田祐子君
副議長	前田博之君	議長	山本浩平君

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主 査	小野寺修男君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

（午後 2時30分）

---

○委員長（吉田和子君） 大変お疲れのところですが、皆様のご協力で早く終わりたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

それでは、協議事項として1番目から入っていきたいと思います。平成31年白老町議会第1回定例会3月会議についてということで、高橋事務局長のほうから説明をお願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） （1）について説明をします。発議第1号で提出予定の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは大分前になりますけれども、議員報酬の自主削減について継続するかどうか、いつまでか、パーセントを何パーセントにするかということで、会派に持ち帰っていただいた件でありますので、これは今までと同様の町と同じ形で案はつくっておりますけれども、報告を受けて決定していただきたいと思っております。

○委員長（吉田和子君） 今回議員の報酬等の削減を今までやっておりましたけれども、新年度はどうするかということで、各会派で本日まで意見の集約をして参加することになっておりますので、随時お聞きしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

みらい、山田副委員長からお願いいたします。

○副委員長（山田和子君） みらいの山田です。私どもの会派では、引き続き削減することと、あと行政と並んで32年3月31日まですることに決定いたしました。

○委員長（吉田和子君） いぶき、小西委員お願いいたします。

○委員（小西秀延君） 私どもの会派いぶきも削減に対しては、引き続き同額を継続すると。また、期限につきましては、町も来年度末ということで出てきておりますので、統一して行うということにしたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 共産党、大淵委員お願いいたします。

○委員（大淵紀夫君） 現行どおりで結構です。

○委員長（吉田和子君） きずな、西田委員。

○委員（西田祐子君） 私どもの会派は、皆さんがよろしければそれで構いませんということです。

○委員長（吉田和子君） 公明党も引き続き継続することには異論はありません。ただ、11月解散ということで解散時までとしていたのですが、各会派の状況をみて年度ということで取り扱っていくということであれば、それでも構わないということになっております。それでは、いぶきさんもよろしいということですので、議会運営委員会としては引き続き削減を今までどおり実施をするということと、3月31日までということで、31年度として条例の一部の改正を行うというこ

とでよろしいでしょうか。31年度ということを進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、そのように取り計らいたいと思います。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今、決まりましたので、この資料1で載せているとおりに議案のほうを提出したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田和子君） 条例提案にも3月31日と書いてありますので、それではこれは議会の発議第1号として提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 次に、発議第2号、白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、高橋事務局長お願いいたします。

○事務局長（高橋裕明君） 委員会条例ですが、これは行政のほうも課の設置条例が今回かわることを受けて委員会での所管課を同じく変更するというものの改正でございます。3枚目のところに今回の所管がかわったところで、今までの総務文教常任委員会ですけれども、象徴空間整備統括監と象徴空間周辺整備推進課がなくなります。そして、右の欄外に書いていますけれども、企画課に象徴空間関連業務の一部が移管、そしてアイヌ総合政策課にも一部が入ると。それから産業厚生常任委員会のほうですが、建設課にも象徴空間関連業務、これは周辺整備事業関係ですけれども、それが移管、受け入れるということの変更でございます。それから産業厚生常任委員会につきましては、健康福祉課子育て支援室だったのが、子育て支援課になりますので、この課の名前が追加になるということでございます。課についてはそれだけです。あと補足として、これは条例改正には出てきませんが、事務移管として右の欄に書いていますけれども、企画課のほうに移住定住・ふるさと納税が移管されると。そして財政課のほうから、ふるさと納税の移管、出るほうがあるということでございます。1枚戻っていただきたいのですが、新旧対照表です。新旧対照表の改正前がアンダーライン引いていますけれども、そこが改正後、及びアイヌ総合政策課だけになる。それから下の産業厚生常任委員会は、建設課及びのところ、建設課、上下水道課及び子育て支援課になるということでございます。この条例改正についてよろしいかどうかをお願いいたします。

○委員長（吉田和子君） これは条例改正が議会を採決された場合ですね。条例が提案された後に議会条例の一部、今機構についての説明がありましたけれども、担当所管の名称等が変わりますので、これを変更するための条例の一部を改正するということですので、採決されたときにはこの条例を提出するということになりますが、そういう取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、そのように取り計らいたいと思います。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今の話はいいのですけれども、アイヌ総合政策課が今まで3つで現行統

括監がいて、ある程度ここでアイヌ関係の部分を総括して自分の2つの課に整理をして、それである程度やっていて、現行ではある程度各課にふっているところもあるのだけれども、移ったときにそれぞれ仕事が分担になりますね。そのときは、委員会を開くときは産業厚生常任委員会に入っている仮に建設課がアイヌの関係の現場で工事をやると。そういう部分がソフトの部分で絡んでくる場合は、そういう部分も一緒に参加してもらって総務文教常任委員会でするときは総務文教常任委員会にきてもらうし、産業厚生常任委員会も総務文教常任委員会にかかる可能性もいってやるというような調整になるのですか。それともあくまでも独立しているから、その課はその仕事しかやっていないからということになるのか。ある程度この要綱の関係が出ると思うのです。その象徴空間とか、現場であってもソフトの部分がつながってきこうだとなるから、その辺高橋事務局長何か協議していませんか。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長お願いいたします。

○事務局長（高橋裕明君） そういうことはありうるかもしれないですけども、現実のところ、今象徴空間の関係は特別委員会、全員でやっていますので、今までも特別委員会には建設課等も入っていますから、そこで議論されることでよろしいのではないかと思います。あと、常任委員会で特別呼ぶというケースが今までないものですから、そういうふうに考えています。

○委員長（吉田和子君） 必要があれば委員会として招致することはできるということですね。別にしてやるということですね。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 特別委員会がなくなったケースであれば、それは建設課が所管しているものであれば産業厚生常任委員会で扱うということになるかと思います。

○委員長（吉田和子君） そういうことで縦分けはできていますので、それぞれの所管でやっていくということになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、意見書、それから要望書等の取り扱いについて入りたいと思います。①意見書案第1号、妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）ですが、会派のお考えを伺っていききたいと思います。

きずなの西田委員からお願いいたします。

○委員（西田祐子君） よろしいです。

○委員長（吉田和子君） 次に、日本共産党、大淵委員お願いいたします。

○委員（大淵紀夫君） これはなかなか難しい部分が我々はあると思っているのです。特に妊婦加算の部分が今回は延期になりましたけれども、これは妊婦課税になる可能性があるのです。これは事実として議論もされているところです。それで、そういうことを十分考慮しながら、この文面の中にはそういうことがないからあれなのだけれども、できればこういうことを入れてほしいということなのです。記の3の部分に、誰でも身近な地域で出産できる安心、安全の助産システムをつくること。もう一つ、これはとっても大切な部分なのです。医師を確保するとともに、正常な妊婦、出産、産後と育児のケアを担える助産師の専門性を生かす職域の確立を図ること。この二つを入れ

ていただければ、ここに直接妊婦課税という部分の言葉が出ていませんので、今議論されているのはそちらの方向が議論されているのです。ですからちょっと大変なのだけれども、この2項目を入れていただければ、極めて一般的で皆さんが反対するようなことは一切書いていないつもりですので、できれば入れていただければと思っております。

○委員長（吉田和子君） 順次、伺っていきたいと思います。

次、いぶき、小西委員お願いいたします。

○委員（小西秀延君） 私どもの会派は、賛同させていただきます。

○委員長（吉田和子君） みらい、山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） みらいです。みらいも賛同いたします。

○委員長（吉田和子君） 今、共産党さんのほうから、2点にわたって追加をしてはどうかということでお話がありました。今、お聞きしていて、私も一般質問でしたこともちょっと入っております。今、意見書の表題と合うかどうか見たのですが、これはあくまでも妊婦加算を中心に進めてなくするべきということで入れているのですが、その後の健康管理の推進を求めるといことも入っておりますので、先ほどおっしゃったように産前、産後の確立と、それから助産師による相談体制の拡充というのは今後大変重要だといわれておりますので、私の会派としては入れることは問題はないと考えますが、この2行をつけ足すということは賛成の会派の皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、この2行を後で確認して、もう一度皆さんにお配りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。では、これは共産党さんも文章を追加することで賛成ということですので、意見書案第1号は、全会派賛成ということで、賛成者として記載をして提出をしてよろしいということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、そういうことで進めたいと思います。

次に、②意見書案第2号、食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）について伺ってまいりたいと思います。

みらいの山田副委員長お願いいたします。

○副委員長（山田和子君） みらいの山田です。賛同させていただきます。

○委員長（吉田和子君） いぶきの小西委員お願いいたします。

○委員（小西秀延君） いぶきも賛同いたします。

○委員長（吉田和子君） 日本共産党、大淵委員お願いいたします。

○委員（大淵紀夫君） 結構です。

○委員長（吉田和子君） きずなの西田委員お願いいたします。

○委員（西田祐子君） 結構です。

○委員長（吉田和子君） それでは、この意見書案第2号も全会派賛成ということで代表者の名前をつけさせていただいて意見書として提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） そのように取り計らいたいと思います。

次に、意見書案第3号、統計不正問題の徹底究明を求める意見書（案）について。

きずなの西田委員お願いいたします。

○委員（西田祐子君） 会派きずなは、よろしいのではないのでしょうか。どんどんやってくださいという意見でした。

○委員長（吉田和子君） いぶきの小西委員お願いいたします。

○委員（小西秀延君） いぶきですが、この統計の不正問題についての究明というのは、この意見書に関しての趣旨は非常に理解できるところがあるのですが、文面において、多々において政権批判的な文面が多くあるということで、それは政策的な意見書というよりは政権批判的な文書に捉えられがちだということで、この意見書には反対をさせていただきます。

○委員長（吉田和子君） みらい、山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） みらいの山田です。みらいも徹底究明を求めることには賛成なのですが、文言でいろいろ引っかかるところがございましたので、今回は反対ということがございます。

○委員長（吉田和子君） 公明党なのですが、党としては順法意識の欠如と事なかれ主義の蔓延が問題の根底とあること。それをきちんと指摘をしています。そしてその最後のほうなのですが、徹底究明とともに、統計不正の再発防止をきちんとやっていくということの意見を持って、今国会で党としては議論をしている最中でありますので、文章の訂正ということになると大変、どう訂正していいか私たちもわからないので、今回は国会で今議論して党としてもやってもらっていますので、今回は賛成をしかねるということがございます。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） この問題をどう受けとめるかという問題なのです。これは政権批判とかというレベルの話ではないのです。政権批判ということといえば、例えば沖縄県の問題などをやる場合はそうですけれども、これは明らかに国民が影響を受けるわけです。実際、そこを修正して雇用保険を含めて出すとっているのです、政権側が。そういうことに対して、例えば政権批判にあたるかどうか。それは政権批判されても当たり前のことだと。そうでなければ政治ではないのではないのかと思います。そういう点で言えばです。そこははっきりさせないと、私は政権批判何もできなくなります。ということはどういうことかということ、政権批判する勢力はだめだということになります。それは例えば政権がかわったときも同じです。そうなったら本当に、そういうことが非常に日本や多くの世界の国々が間違った方向にいった、そういうものにつながっていく中身になります。政権批判がだめだとしたらです。これは政治の自由ですから。もちろんそれを擁護する自由もありますから。ですから私はやはりそういうことをはっきりさせなければいけない、それは地方自治体の仕事なのです。なぜかということ、影響を受けるのは地方自治体に住んでいる国民なのです。だからやはり是々非々、批判がだめだというのではなくて、是々非々で考えたときにどこの

ためになって、誰のためになるかということが私は議論されるべきだろうと思います。もちろん考え方が違うわけですから、そういうことがだめだという方もいらっしゃるの当たり前ですからそれはそれで結構なのですけれども、私は地方議会とはそうあるべきだと考えています。結論的に言いますと、3会派の方々が賛成いただけないということであれば、これは通らないわけですから、取り下げさせていただきます。ただ、これはやはり事実としてきちんと我々はお話をしていくというふうにならざるを得ないということでもあります。

○委員長（吉田和子君） 今、ご意見がありましたけれども、ほかの会派の今のご意見を聞いて意見が変わらないということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 変わらないということですので、それぞれ白老町はきちんとやっていますし、雇用保険とか、労災保険は保障を見直すときょうのニュースでもやっておりましたので、きちんとしたそういう後の国民にやるべきことはやっておくということで、批判は別としても、そういうことをきちんとやってもらうことが今後の大事なことではないかと思っておりますけれども、今回の意見書はそういうことで取り下げということをお願いいたします。

次に、意見書案第4号、国民健康保険における子どもにかかる均等割額の廃止等に関する意見書（案）について。

きずな、西田委員お願いいたします。

○委員（西田祐子君） きずなです。賛成させていただきます。

○委員長（吉田和子君） いぶき、小西委員。

○委員（小西秀延君） この件に関しては、当会派の中でも時間をかけてかなり練ったのですが、現状のところだと均等割りについては現状の形でいこうということで、今国も国民健康保険に関係する問題については重く受けとめている中で、これがやはり継続的安定を図るという狙いのもとで行っているということも考慮して、なかなか賛同するというには難しい立場があるということの結論に達しましたので、賛同できないということになりました。

○委員長（吉田和子君） みらい、山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） みらいの山田です。私どもの会派でもこの子育て支援の観点からいくと、十分趣旨に賛同する気持ちはあるのですけれども、やはり国民健康保険の今の現状を鑑みますと、負担はせざるを得ない状況なのかというふうな意見になりまして、このたびのこの意見書には賛同できないということになりました。

○委員長（吉田和子君） 公明党なのですが、私も担当課長にもお伺いをいたしました。この子供の均等割りについては、収入に応じて削減をされているということなのです。7割、5割、2割という削減があるということで、そういう削減をされているということと、それから全国知事会とか、市長会とか、町村会からも要望をして国の負担を減らしなさいと、1兆円投入しなさいと、そうしなさいということですが、今の国保税の関係ではなかなか難しいだろうと。だから均等割りを減らすことで今考えられることは、ほかの形で国保税の値上げになるだろうということなのです。

そういうことも含めて、今回はどこの市町村も全部子供の均等割りはつけた形で実施することになりましたと伺いましたので、決まってしまったものに、また町として反対しても。ただ、今後国の負担をふやしていくことが国民健康保険の削減になるのかもしれませんが、やはり保険制度全体を通じて改正をきちんとしてってもらいたい。国民健康保険を維持できることをやはり進めてもらいたいということも考えまして、今回は賛成をできないということでございます。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） それでは、これを取り下げて出し直したいです。それはどういうことかという、札幌市議会でこの同趣旨のことが全会一致でとっているのです。今、子供の貧困を避けるためにどうすればいいかということなのです。それは議会でどんどん取り上げられて、それは制度としてやっていかない限りいかないのです。これよりもかなり薄まっていますけれども、札幌市議会で同趣旨のものが全会一致でとっているのです。ですから時間があれば、それはもう文章を出してあるのです。ですから、それはもう一度各会派に持って行って、そして検討していただきたいと思います。これは、こういうことが地方からやられていき、国に意見が上がっていくことによって少子高齢化の最大の武器になっていくのです。ですからそこは私は、これはちょっときつく書いていますけれども、全体としてやはりそういうものを醸成していくという意味でいえば、これを取り下げてそれをもう一度出したいと思いますので、取り計らいをお願いいたします。

○委員長（吉田和子君） 今、そういうご意見がありましたので、もう一度検討するという事によろしいでしょうか。私は、今大淵委員の言われた意見も国の負担をふやせということは当然ふやせるものなら私はふやしてもらいたいと思っていますけれども、今いろいろなことでの削減を図っております。その中でひとり親の削減もしておりますけれども、私はこの下げれということによって国のお金を多く投入してくれればいいのですけれども、保険税とか、国保税のあり方が危険な状態になるようであれば、私は均等割りを出して貧困対策、少子化対策として医療費の無料化のほうに向けていったほうが私はいいと考えているのです。そのことも会派で話し合いましたので、新しい文章をまたいただいて会派で検討したいと思います。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 今、言われたのは、要するに税に対する考え方なのです。要するに均等割りというのは、もう江戸時代やその前の話なのです。今時、全世界で人頭割りの税をやっているところはないです。地方自治体がそういう声を挙げないと私はちょっと違うのではないのかと思っています。だから私は私の考え方を通すとかそんなのではなくて、人頭割で税金を課している国はもう本当はないです。先進国、欧米諸国ではもうないです。ですからやはりそういうものを変えていけるようなものにしていくべきだろうと思っています。これは当然、先ほどから何度も言いますが、これは国が負担しなければ、それを割り返すのだったら何も意味がないのです。だから知事会や市長会も国に対して国保にお金を出せとっているわけでしょう。この間意見書を見たけれども意見書が通っているわけです。だからそういうものにのっかって出しているものですから、そこはやはりご理解をぜひ願いたいものだと思いますので、よろしく申し上げます。



○委員長（吉田和子君） もう一度出して検討していただきたいということですので、その件はお受けするという事によろしいでしょうか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 高橋事務局長、スケジュール的なところで具体的にいつまでどうすれば間に合うか、間に合わないかを含めて言ってください。いつ議会運営委員会を開いてやるとか。また会派で話し合いをしなければなりませんので、いつ提出されて、また検討する時間体、その辺を含めてスケジュールの確認をしてください。

○委員長（吉田和子君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時02分

---

再開 午後 3時04分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

今、共産党さんの文章を委員会が終わるまで出されるということですので、14日から予算等審査特別委員会が入ります。ですから皆さんが会う機会もありますので、18日のお昼休みに各会派の意見を取りまとめてどうするかということを知りたいと思いますが、そういったスケジュールで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） ではそのように取り計らいたいと思います。終わるまでお渡ししますし、各会派で打ち合わせしなければなりませんので、ここにいない議会運営委員会以外のメンバーにはファクスをしてもらおうということで、全員にこの別の意見書の訂正文を流したいということですのでよろしくお願いをいたします。それでは意見書案第4号については、そういうことで今後の課題にしておきます。

次に、要望書等の取り扱いについて、高橋事務局長お願いいたします。

○事務局長（高橋裕明君） 要望書の取り扱いにつきましては、前回のときに全国知事会と靖国神社国営化阻止道民連絡会議と日本熊森協会、それと沖縄弁護士会、この4件がお配りしておりますので、それぞれの要望書の取り扱いをお願いします。

○委員長（吉田和子君） それでは、その他の要望書については、配布扱いということになりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、(4)議員の派遣承認について。資料3がありますけれども、高橋事務局長お願いいたします。

○事務局長（高橋裕明君） 資料3の議員の派遣承認です。裏面にありますが、胆振管内町村議会議長会定期総会、5月16日、17日、洞爺湖町に議長です。それから北海道町村議会議長会定期総会、札幌市で6月11日から12日が予定されております。

○委員長（吉田和子君） 議員の派遣承認については、議案として派遣を承認するという事で提出されましたがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、そのように取り扱っていきたいと思います。

次に、2、陳情書の取り扱いについての報告があります。

高橋事務局長お願いいたします。

○事務局長（高橋裕明君） ここに書いていますけれども、ちょうど昨年3月にもご説明しておりました地籍測量調査の陳情書について、これは陳情として取り扱わないで協議をしてまいったところなんです。それで、最終的には協議書としては12月20日付けで、町と陳情者が協議書で確認を完了しております。結果は、町が行った測量調査について重複が見られるということで、その部分について町が測量調査を行って、地権者と合意をとるところまでを確認しておりますので、陳情としては受けていませんけれども、協議した結果としてご報告させていただきます。

○委員長（吉田和子君） 今、陳情書の取り扱いについて説明がありましたけれども、皆さんのほうから何かありますでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） あまり言っていないことでもないのだけれども、こういう形になるというのはちょっと私も想像していなかったのです。なかなか面倒な問題ですから相談に来られた方も何度も何度も来ていたのですけれども、こういう形で合意をしていただいたと、私のところにも来て大変喜んでいましたけれども、こういう処置を取っていただきまして本当にありがとうございました。議会にかければ多分これはなかなか可決される状況ではない中で円満に、これからなるかどうかかわからないけれども、少なくとも今までは円満にここまで来たということについては、村上さんは非常に感謝をしておりました。わざわざ千歳市から来ていきましたので、それだけはお伝えをしておきたいと思います。

○委員長（吉田和子君） ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） なければ陳情書の取り扱いについては、このようになったということでお知りおき願いたいと思います。

次、その他について。

高橋事務局長お願いいたします。

○事務局長（高橋裕明君） その他について、3月20日水曜日9時半、追加議案についてということになっていますが、先ほどの件で18日月曜日12時、昼の休憩時間に議会運営委員会を開きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そして3月20日につきましては追加議案、今のところ町側から4件いただいております。一般会計と下水道会計の補正、それから工事契約、それから副町長人事の件、その4件が予定されています。それを朝、説明を受けたいと思います。

それからもう1点、20日の全国議長会のほうから先日堀部さんの表彰を行いましたけれども、追っかけ全国議長会から15年表彰と27年表彰と、あと山本議長の7年表彰と賞状を送ってきたので

す。なので最終日のまた朝やるといったら議会運営委員会もあるので、終わった後にすぐ表彰を行いたいと思うのですが、それでよろしいですか。15年が山本議長と西田議員。27年が及川議員。そして山本議長の7年表彰です。通知しなおすのも大変なので20日の議会が終わった後に、そうしたら皆さんいらっしゃるので。

○委員長（吉田和子君） 確認をいたします。20日の議会終了後に全国議長会の表彰者の伝達式を行いたいということですので、よろしく願いをいたします。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 個人的な希望なのですが、もし党議拘束がなければ一緒に氏家議員も表彰していただきたいのですが、なかなかそれは難しいと。同じ15年だと思うのです。いろいろあると思うので、そこは検討していただければ結構です。

○委員長（吉田和子君） もうだめなのです。全国受けていませんので。辞退するということになっておりますので。党で、選挙で議員の働かせてくださいという皆さんの支持で議員になっているので、何年やろうとそれは皆さんの支持でなったものなので、党としては表彰は一切受けないということになっています。国会議員も全部もらっていません。そういうことですみません。配慮ありがとうございます。

それでは今、訂正した意見書を皆さんのお手元に配られましたので、18日のお昼まで各会派で検討して賛否をもって参加をしていただきたいと思いますので、時間もあまりない中での検討ですのでよろしくお願いをしたいと思います。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） 以上もちまして、議会運営委員会を終了します。

（午後 3時15分）